

(宛名印刷)

奥州市長 倉 成 淳

物価高対策重点支援給付金のご案内

令和6年度奥州市物価高対策重点支援給付金（子育て世帯加算）の支給申請について（ご案内）

市では、物価高騰による負担増を踏まえ、下記の支給要件に該当する世帯の皆さんへ児童一人当たり5万円の給付金を支給することとしました。

あなたは**支給要件に該当します**ので、同封の申請書に必要事項を記入し、申請期限までに提出して下さい。

下記（1）と（2）の両方の条件を満たす世帯

（1）世帯の全員が令和6年度住民税均等割非課税の世帯

または、住民税均等割のみ課税の世帯

※世帯全員が税法上で住民税均等割が課税されている者の扶養になっている場合を除く

（2）下記の①から③までのいずれかの対象児童を扶養している世帯

※施設入所している児童は対象になりません。

- ①令和6年6月3日時点で世帯主と同一世帯である18歳以下の児童
（平成18年4月2日以後に生まれた者）
- ②令和6年6月4日以後に生まれた新生児
- ③令和6年6月3日時点で世帯主が扶養し、かつ、別世帯に属している児童

支給要件

- 1 給付額 対象児童一人につき50,000円（※1回限り）
- 2 申請者 世帯主
- 3 申請方法 返信用封筒（切手不要）を利用して下記の書類を返送してください。
 - （1）申請書（請求書）
 - （2）世帯主の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等のコピー）
 - （3）世帯主の振込先金融機関口座が確認できる書類（通帳等のコピー）
 - （4）別居監護の申立書（※支給要件の（2）③に該当する児童がいる場合）
- 4 支給日 市が不備のない申請書を受理してから約2週間後
- 5 申請期限 令和6年9月30日（月）※当日の消印有効
- 6 その他 令和6年6月以降に課税額が変更になり、支給要件に該当しなくなった場合は、給付金を返還していただく場合があります。

世帯全員が税法上で課税者の扶養になっている場合や令和5年度以降に行われた類似の給付金事業の対象となっていた世帯等は対象外となります。

《問い合わせ先》

奥州市福祉部福祉課地域福祉係

TEL：0197-34-2324（直通）、0197-24-2111（内線1177, 1233, 1238, 1239）